

閲覧用

平成27年 第12回

# 神崎市農業委員会総会議事録

平成27年12月1日

神崎市農業委員会

平成27年 第12回神崎市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成27年12月1日(火) 9時30分 開会  
 2. 開催場所 神崎市役所 3-3会議室  
 3. 出欠者の状況  
 出席委員 33名 欠席委員 3名 傍聴者 0名

番号	役職	氏名	出欠	番号	役職	氏名	出欠
1	会長	田中 久男	出	20	委員	馬場 英征	出
2	副会長	森 義博	出	21	委員	服巻 玉美	出
3	委員	川浪 恒男	出	22	委員	柳川 芳和	出
4	委員	八谷 実	出	23	委員	荒木 初男	出
5	委員	中島 和則	出	24	委員	大澤 一士	出
6	委員	鳥谷 隆則	出	25	委員	納富 照海	出
7	欠員			26	委員	副島 良治	出
8	委員	森田 昭己	出	27	委員	本村 宣行	出
9	委員	宮島 岩夫	欠	28	委員	貞包 和則	出
10	委員	廣瀧 恒明	出	29	委員	鐘ヶ江政明	出
11	委員	志岐 善隆	欠	30	委員	中原 義高	出
12	委員	佐藤 芳春	出	31	委員	宮地 恆代	出
13	委員	早田 勝彦	出	32	委員	貞島 正則	出
14	委員	片江 護	出	33	委員	船津 義隆	出
15	委員	北御門 勇	出	34	委員	高尾 謙一	出
16	委員	江口 佳昭	出	35	委員	西村 千秋	出
17	委員	野口 富三	欠	36	委員	井田 克己	出
18	委員	島 榮治	出	37	副会長	倉谷 勝英	出
19	委員	酒見 貞之	出				

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

32番 貞島 正則 委員

33番 船津 義隆 委員

日程第2 会議書記の指名

事務局長 大隈 豊文

係長 山口 秀利

### 日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	あっせん委員の指名について	1件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	131件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	9件
報告第2号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の 規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農 用地利用配分計画関係）について	1件

### 5. 説明のため出席した職員

#### 農業委員会事務局職員

事務局長 大隈 豊文

農政農地係長 山口 秀利

農政農地係主査 有馬 靖子

#### 農政水産課職員

農政企画係長 平 義孝

農政企画係主事 別府 卓馬

### 6. 会議の概要

#### 事務局長

改めまして、おはようございます。

本日は、寒い中、またお忙しい中、総会に出席していただきありがとうございます。

それでは、座って議事を進めさせていただきます。

#### 事務局長

それでは、平成27年第12回神崎市農業委員会総会の開催にあたりまして、会長の挨拶をお願いいたします。

#### 会 長

みなさん、おはようございます。

開会に当たり一言挨拶いたします。

早いもので、私たち農業委員になりまして、3回目の師走を迎えることになりました、この委員会が終わりますと委員会も残すところ、1月、2月、3月の3回ということになります。

11月定例総会后、農業委員としての最後の旅行に行ってきました、参加者は20名という事でありましたが、楽しい旅行ができたかと思えます。

参加されました委員のみなさん大変ご苦労様でした、参加できなかった委員さんから勝手に雑餉を頂いています、大変有り難うございます。

さて、農業委員会の制度改革についてでございますけれども、神埼・吉野ケ里・鹿島の事務局長段階でお互いの調整会議を数回重ねられ、12月定例市議会へ提案素案を策定し、事務局が策定した素案を基に、私と森副会長さん、倉谷副会長さんの3人による検討を2回程度重ね、その後、松本市長・田中副市長への要望等を行って参りました、

既に、今市議会に提案されている通りであります、この議案が議決されれば、農業委員の定数、推進委員の定数がきまりまして、公募や、推薦に移って行くことになるかと思えます。

次期農業委員さんにスムーズに引き継いで行く為に今後ともご協力をお願いしたいとお思います。

以上、簡単でございますけれども12月定例会の挨拶にかえさせて頂きたいと思えます。

それでは、只今から、平成27年第12回神崎市農業委員会総会を開会いたします。

## 事務局長

本日の出席委員は33名でございます。

欠席届の方が9番宮島委員、11番志岐委員、17番野口委員様より出されております。

現在、定足数に達しておりますので、総会は成立を致しております。

それでは、神崎市農業委員会会議規則第6条「会長は、総会の議長となり、議事を整理する。」とありますので、これからの議事の進行は会長をお願いをいたします。

(会長これより議長となる。)

## 議 長

日程第1 議事録署名委員の指名をいたします。

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規定に基づき、本総会の議事録署名委員は、32番貞島正則委員さんと33番船津義隆委員さんの2名をご指名いたします。

よろしくお願ひいたします。

## 議 長

日程第2 会議書記の指名

本日の会議の書記を、事務局の大隈局長、山口係長をご指名いたします。

## 議 長

日程第3 付議事件

議案第1号	農地法第5条の規定による許可申請について	2件
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	2件
議案第3号	あっせん委員の指名について	1件
議案第4号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による 農用地利用集積計画（利用権設定関係）について	131件
報告第1号	農地法第18条第6項の規定による通知の確認について	9件
報告第2号	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の 規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農 用地利用配分計画関係）について	1件

以上でございます。

（申請者入室）

## 議 長

それでは、議案書の1ページをお開き頂きたいと思います。

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。

## 議 長

それでは、受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

【議案第1号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

○受付番号1番 申請地の所在：千代田町〇〇の他1筆 合計で畑2筆の200㎡。

申請理由は「申請地に隣接した宅地でデイサービス施設を運営していますが、駐車場が狭く周辺の余地を利用して駐車している状況なので、申請地に新たに駐車場を設置する計画に至りました。」ということです。

申請人は、譲り渡し人：神崎市千代田町〇〇

譲り受け人：福岡県大川市〇〇

施設の用途は、駐車場、通路その他で200㎡です。

総事業費は整地費で総額〇〇千円で、資金は全額自己資金です。

転用着工は平成28年1月10日、工事完了は平成28年1月31日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は第2種農地で、許可基準は「周辺の他の土地に立地する事が困難な場合」です。位置図などの資料を4ページから6ページに添付しています。

資力及び信用については、総事業費は500万円未満の事業で、土地利用計画図などから見て、計画面積の妥当性と併せて特に問題はないと思われます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意や農地以外の土地の利用見込みについては該当なし。申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性や行政庁の免許、許可、認可などの処分の見込みについては関係書類が提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は自然流下で周辺の水路へ排水する計画で、また、汚水などは無く、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて特に問題はないと思われます。

法令などにより義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区より「受益地除外地の証明」、神崎市土地改良区より「事業施工地区外であり支障無し」、埋蔵文化財については、神崎市教育委員会より「当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれておりませんので、文化財保護法に基づく届出等の手続きは不要な地区です。」との回答書の写しが提出されています。

説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。議案第1号、受付番号1番について、地区担当委員さんのご意見をお伺いいたします。

〇〇番 〇〇委員さん、よろしくお伺いいたします。

〇〇番 〇〇委員

【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

〇〇番の〇〇です。

第1号議案の受付番号1番の申請は、私の担当地区です。

申請内容については、ただいま事務局の説明どおりです。

私も現地を確認し、区長さん、生産組合長さんにお会いして話を伺いましたが、今回

の転用によって周辺の農地の営農に支障を及ぼすことがないように十分に考慮して計画されているということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと考えていますが、ご審議をよろしくお願いいたします。

**議 長**

はい、ありがとうございました。只今、地区担当委員さんの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

**議 長**

ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いいたします。

ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

**議 長**

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

**議 長**

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

**議 長**

次に、受付番号2番を議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

**事務局**

【議案第1号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】

○受付番号2番 申請地所在：千代田町○○ 田の76㎡。

申請理由は「宅地に隣接する申請地を譲り受けて駐車場を拡充するなど活用したい。」ということです。

申請人は、譲り渡し人：神崎市千代田町〇〇

譲り受け人：神崎市千代田町〇〇

施設の用途は、駐車場、通路、その他で76㎡です。総事業費は、土地代、整地費で〇〇千円で資金は全額自己資金です。

転用着工は平成28年1月20日、工事完了は平成28年1月31日の予定です。

権利の内容は所有権の移転で、農振除外の決定は平成23年12月19日。農地区分は第1種農地で、許可基準は「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの。」です。位置図などの資料を7ページから9ページに添付しています。

資力及び信用については、総事業費は500万円未満の事業で、土地利用計画図などから見て、計画面積の妥当性と併せて特に問題はないと思われま

す。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意や農地以外の土地の利用見込み及び行政庁の免許、許可、認可などの処分の見込みについては該当なし。また、申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性については確約書が提出されています。

周辺の農地などに係る営農条件への支障の有無については、雨水は自然流下で隣接の水路へ排水する計画で、また、汚水などは無く、区長さん、生産組合長さんより無条件の排水同意書も提出されていて特に問題はないと思われま

す。法令により義務付けられている行政庁との協議については、佐賀東部土地改良区より「協議が整いさしつかえない。」、神崎市土地改良区より「事業施工地区外であり支障無し」、埋蔵文化財については、神崎市教育委員会より「当該地は周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲に含まれておりませんので、文化財保護法に基づく届出等の手続きは不要な地区です。」との回答書の写しが提出されています。

説明は以上です。

## 議 長

はいありがとうございました。議案第1号、受付番号2番について、地区担当の意見がありますが、土地の所在が千代田町〇〇でございますので、私〇〇番の〇〇委員が意見を述べさせていただきます。

## 〇〇番 〇〇委員

### 【地区担当委員から意見並びに現地確認の結果報告】

申請内容については、ただいま事務局の説明どおりです。

私も現地を確認し、区長さん、生産組合長さんにお会いして話を伺いましたが、今回の転用によって周辺の農地の営農に支障を及ぼすことがないように十分に考慮して計画されているということで、無条件の同意書も提出されています。

私も、特に支障はないと考えていますが、ご審議のほどをよろしくお願いします。

**議 長**

只今、地区担当委員としての意見を述べさせていただきました。

**議 長**

これより審議に入ります。受付番号2番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので、申請者の方は退室をお願いします。  
ご苦労さんでございました。

(申請者退室)

**議 長**

議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請、受付番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は許可相当とし、県へ進達することに決定いたします。

(申請者入室)

## 議 長

次に、議案書の2ページをお開き頂きたいと思います。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

【議案第2号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請を説明します。

受付番号1番 申請地所在 神埼町〇〇 田 3, 596. 09㎡

申請理由 「経営規模の拡大の為取得したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

売買価格は10a当たり70万円で取引されているとのことです。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等は、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われまます。譲り受け人が構成員である農業生産法人への貸付地がありますが当該法人が当該農地の全てを効率的に利用して耕作の事業をしており、今後も引き続き耕作されると思われまます。又、農業生産法人に使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等について、当該法人の構成員にその所有権を移転しようとする場合にあっては、当該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるときに限り当該構成員が自らの耕作の事業に供することが可能となる時期に関わらず、所有権の取得を認める事ができる。となっております。

第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われまます。

第5号ですが、法人構成員が現に保有している農地を当該法人に貸し付けている農地と新たに取得して法人に貸し付ける農地の面積も耕作の事業に供すべき農地として判断する為、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということと言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われまます。

以上、所有権移転の要件を満たしていると思われまます。

以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま、事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号1番について、何かご質疑ございませんでしょうか。

**議 長**

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、許可することに決定いたします。

**議 長**

次に、受付番号2番を議題といたします。

それでは、受付番号2番について、事務局から説明をお願いいたします。

**事務局**

**【議案第2号、受付番号2番を議案書を基に朗読後、説明】**

受付番号2番 申請地所在 神埼町〇〇 田 6,043㎡

申請理由 「経営規模の拡大の為取得したいので申請します。」ということです。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

売買価格は10a当たり70万円で取引されているとのこと。

譲り渡し人、譲り受け人は、記載のとおりで、所有権移転です。

許可基準である農地法第3条第2項の第1号ですが、権利を取得しようとする世帯等は、休耕地もなく農地の全てを効率的に耕作しており、今後も引き続き耕作されると思われま。譲り受け人が構成員である農業生産法人への貸付地がありますが当該法人が当該農地の全てを効率的に利用して耕作の事業をしており、今後も引き続き耕作されると思われま。又、農業生産法人に使用及び収益を目的とする権利が設定されている農地等について、当該法人の構成員にその所有権を移転しようとする場合にあっては、当

該法人が引き続き当該農地等の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められるときに限り当該構成員が自らの耕作の事業に供することが可能となる時期に関わらず、所有権の取得を認める事ができる。となっております。

第4号ですが、150日以上、農作業に従事する見込みがあり基準を上回ると思われます。

第5号ですが、法人構成員が現に保有している農地を当該法人に貸し付けている農地と新たに取得して法人に貸し付ける農地の面積も耕作の事業に供すべき農地として判断する為、権利取得後の経営面積が50a以上で基準を上回ります。

第7号ですが、権利取得者が、地元との役割分担に従うということと言われ、地元生産組合長の同意書も添付され、周辺農地に支障を及ぼす恐れがないと思われます。

以上、所有権移転の要件を満たしていると思われます。

以上です。

#### 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。受付番号2番について何かご質疑はございませんでしょうか。

(質疑・応答)

#### 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

#### 議 長

他に質疑もありませんので採決をいたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請、受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

#### 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって本案は、原案のとおり決定されました。

#### 議 長

次に、3ページをお開き頂きたいと思います。

議案第3号、あっせん委員の指名についてを議題といたします。  
受付番号1番について、事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

【議案第3号、受付番号1番を議案書を基に朗読後、説明】

◎議案第3号 あっせん委員の指名について説明します。

これは農用地等売渡希望申出書の提出があったため、あっせん委員の指名を行うものです。

受付番号1番 売渡希望地所在 神埼町〇〇 田6, 712㎡

申し出理由は「財産処分の為。」ということです。

申し出者、売渡し希望価格については、記載のとおりです。

位置図は、P10につけています。

以上です。

## 議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。

あっせん売渡しの申し出に係るあっせん委員の指名について、あっせん委員を2名指名いたします。

土地の所在は、神埼町〇〇でございますので、〇〇番の〇〇委員さんと〇〇番の〇〇委員さんの二人をご指名いたしたいと思います。

ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

## 議長

異議なしということで、二人をご指名いたします。

宜しく願いいたします。

(農政水産課入室)

## 議長

次に、別冊の議案第4号、農業経営基盤強化促進法、第18条第1項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定関係）についてを議題といたします。

## 議 長

それでは、提案者である農政水産課から 1 ページの総括表の説明をお願いいたします。

## 農政水産課

### 【議案第 4 号、議案書の総括表を基に朗読後、説明】

(起立) 農政水産課の別府と申します、よろしくをお願いいたします。

着席して説明させていただきます。(着席)

議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画 利用権設定関係について説明いたします。

この計画は、農業経営基盤強化促進法第 17 条に基づき、農業経営基盤強化促進事業を実施する場合、同法 18 条に、市町村は利用集積計画を作成し、農業委員会の決定を経て定めなければならない、とされておりますので、農業委員会の議決を求めるものであります。

ではまず、利用権設定関係総括表により説明しますので議案書の 1 ページ目をお開きください。

利用権設定関係総括表		利用権設定関係				
神埼町	新規	17 件	再設定	14 件	計	31 件
内訳は田		71 筆		154, 205 m <sup>2</sup>		
畑		7 筆		9, 464.24 m <sup>2</sup>		
計		78 筆		163, 669.24 m <sup>2</sup>		
千代田町	新規	60 件	再設定	40 件	計	100 件
内訳は田		296 筆		811, 020.90 m <sup>2</sup>		
畑		4 筆		931 m <sup>2</sup>		
計		300 筆		811, 951.85 m <sup>2</sup>		
神崎市	合計	131 件				
内訳は田		367 筆		965, 225.90 m <sup>2</sup>		
畑		7 筆		10, 395.19 m <sup>2</sup>		
計		374 筆		975, 621.09 m <sup>2</sup>		

となっております。

なお、説明しましたすべての案件は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項に規定された各要件を満たしていると考えます。

総括表による説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。総括表の説明が終わりました。次に集計表について審議をいたしますが、議事参与の制限を受ける案件を先に審議いたします。

2 ページをお開き頂きたいと思います。

神埼町の再設定分の2 ページの受付番号6 番を審議いたしますが、〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員退室)

## 議 長

それでは、神埼町再設定分の受付番号6 番を、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

## 農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2 ページの 神埼町 新規 6 番の申し出について説明します。

左から土地の所在、地目、筆数、設定面積、利用権設定を受ける者の住所・氏名・現在の経営面積、利用権設定をする者の住所・氏名、設定の利用目的、設定期間となっております。

設定する内容は

田 3 筆 5, 334 m<sup>2</sup> となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

## 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、農用地利用集積計画、神埼町新規分の、受付番号6番は、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、神埼町新規分の受付番号6番については、原案のとおり決定されました。

## 議 長

〇〇番〇〇委員さんは次の案件についても議事参与の制限を受けられますので、退室のままでお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員退室のまま)

## 議 長

次に4ページをお開き頂きたいと思います。

神埼町の再設定分の4ページの受付番号2番を審議いたしますが、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員退室)

## 議 長

それでは、神埼町再設定分の受付番号2番について、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

## 農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの 神埼町 再設定 2番の申し出について説明します。

設定する内容は、田 1筆 1, 418㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

**議 長**

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。  
これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

**議 長**

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

**議 長**

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、農用地利用集積計画、神埼町再設定分の受付番号2番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

**議 長**

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、神埼町再設定分の受付番号2番については、原案のとおり決定されました。

**議 長**

それでは、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さん、〇〇番〇〇委員さんは入室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員、〇〇番〇〇委員入室)

**議 長**

千代田町新規分の8ページの受付番号34番を審議いたしますが、〇〇番〇〇委員さんが議事参与の制限を受けられますので、退室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員退室)

**議 長**

それでは、千代田新規分の受付番号34番について、提案者である農政水産課から説明をお願いいたします。

## 農政水産課

### 【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の8ページの千代田町新規34番の申し出について説明します。

設定する内容は、田3筆13,057㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。ただいま農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

## 議 長

何かご質疑ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、農用地利用集積計画、千代田町の新規分、受付番号34番について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、千代田町の新規分の受付番号34番については、原案のとおり決定されました。

## 議 長

それでは、〇〇番〇〇委員さんは入室をお願いいたします。

(〇〇番〇〇委員入室)

## 議 長

次に、議案第4号、農用地利用集積計画、神埼町の新規分の2ページの受付番号1番から3ページの受付番号17番までを一括して審議をいたします。

農政水産課からの説明をお願いいたします。

## 農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の2ページの 神埼町 新規 1番から3ページの17番の申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして

田	37筆	75,606㎡
畑	4筆	7,261㎡
計	41筆	82,867㎡ となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

## 議 長

ありがとうございました。農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

## 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、神埼町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

## 議 長

次に、議案第4号、農用地利用集積計画、神埼町の再設定分の4ページの受付番号1番から5ページの受付番号14番までを一括して審議をいたします。

農政水産課からの説明をお願いいたします。

## 農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の4ページの 神埼町 再設定 1番から5ページの14番の申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして

田	34筆	78,599	m <sup>2</sup>
畑	3筆	2,203.24	m <sup>2</sup>
計	37筆	80,802.24	m <sup>2</sup> となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございます。農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

## 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、神埼町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

## 議 長

次に、議案第4号、農用地利用集積計画、千代田町の新規分の6ページの受付番号1番から11ページの受付番号60番までを一括して審議をいたします。

農政水産課からの説明をお願いいたします。

## 農政水産課

【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

議案書の6ページの千代田町 新規 1番から11ページの60番の申し出について説明します。

設定する内容は、先ほどの審議分と合わせまして

田	177筆	469,052	m <sup>2</sup>
畑	4筆	930.95	m <sup>2</sup>
計	181筆	469,982.95	m <sup>2</sup> となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いします。

説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

## 議 長

何かありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、千代田町の新規分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。

よって、本案は原案のとおり決定されました。

## 議 長

次に、議案第4号、農用地利用集積計画、千代田町の再設定分の12ページの受付番号1番から15ページの受付番号40番までを一括して審議をいたします。

農政水産課から説明をお願いいたします。

## 農政水産課

### 【議案第4号、議案書の集計表を基に朗読後、説明】

説明の前に、訂正箇所の説明をいたします。

総括表の1ページの千代田町の新規分の計のところ、畑の4筆の面積を、931㎡と記載していますが、930.95㎡に訂正をお願いいたします、また、合計の畑の筆数の7筆を11筆に、合計の計の筆数の374筆を378筆に訂正をお願いいたします。

それでは、説明に移ります

議案書の12ページの千代田町再設定1番から15ページの40番までの申し出について説明します。

設定する内容は、田 119筆 341,968.90㎡となっております。

その他の内容につきましては記載の通りとなっておりますので、お目通しをお願いいたします。

説明は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございました。農政水産課の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質疑はございませんでしょうか。

## 議 長

ありませんでしょうか。

(質疑なしの声あり)

## 議 長

質疑もありませんので採決をいたします。

議案第4号、千代田町の再設定分の農用地利用集積計画について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

## 議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成であります。  
よって、本案は原案のとおり決定されました。

## 議 長

以上で議案第4号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、利用権設定関係の審議を終わります。

農政水産課の皆さん、大変ご苦労さまでした。

(農政水産課退室)

## 議 長

次に、別冊の報告第1号の1ページから3ページをお開き頂きたいと思います。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認について を議題といたします。

事務局から、1ページの受付番号1番から3ページの受付番号9番までを一括して報告をお願いいたします。

## 事務局

【報告第1号、受付番号1番から受付番号9番までを議案書を基に朗読後、説明】

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の確認について

農地法第18条第1項、ただし書き1号から6号に該当する場合は、農業委員会に通知しなければならないとなっておりますので、通知の提出がありましたものについて報告します。

1ページから3ページに記載しております、受付番号1番から9番につきましては、経営基盤強化促進法による賃貸借契約の合意解約となっておりますので、お目通しをお願いします。

以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございます。

報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の確認については、只今事務局からの報告のとおりでございます。

## 議 長

次に、別冊の報告第2号の1ページをお開き頂きたいと思います。

報告第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農用地利用配分計画関係）についてを議題といたします。

事務局から、1ページの総括表の説明をお願いいたします。

## 事務局

### 【報告第2号、総括表を基に朗読後、説明】

報告第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農用地利用配分計画関係）について

佐賀県農業公社へ貸付られた農地について農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により認可され、認可通知がきたものについて報告します。

1ページの農用地利用配分計画関係総括表により報告します。

左から町名、認可年月日、利用権の設定を受ける者、利用権の設定をする者、利用権の設定地目、筆数、面積となっておりますので、お目通しをお願いします。

千代田町 計1件 田 83筆 195,054㎡

神崎市 計1件 田 83筆 195,054㎡ となっております。

報告は以上です。

## 議 長

はい、ありがとうございます。

報告第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農用地利用配分計画の認可に関する報告（農用地利用配分計画関係）については、只今事務局からの報告のとおりでございます。

## 議 長

以上で本総会に付議された議案の審議は、すべて終了いたしました。

これをもちまして、平成27年第12回神崎市農業委員会総会を閉会いたします。

大変、ありがとうございました。

10時30分 閉会

神崎市農業委員会会議規則第21条第3項の規程によりここに署名する。

平成27年12月1日

神崎市農業委員会

会 長 \_\_\_\_\_

32番 委員 \_\_\_\_\_

33番 委員 \_\_\_\_\_